

令和 7 年度次世代自動車普及促進事業補助金 申請の手引

(お問い合わせ先・申請書の提出先)

(個人対象)

公益財団法人 淡海環境保全財団 (滋賀県地球温暖化防止活動推進センター)

〒525-0066 草津市矢橋町字帰帆 2108 番地 淡海環境プラザ内

TEL : 077-569-5301 FAX : 077-569-5304

MAIL : pv@ohmi.or.jp

<https://www.ohmi.or.jp/ondanka/subsidy/r07jisedai/>

受付時間 : 月曜日～金曜日 (祝日、年末年始を除く) 8 時 30 分～17 時 15 分 (12 時～13 時までは除く)

※申請書の作成には、「消せるボールペン」など訂正が容易にできる筆記用具は使用しないでください。

内容

1 令和7年度の主な変更点	3
1.1 リース契約	3
1.2 対象車両	3
2 事業概要	3
2.1 目的	3
2.2 次世代自動車とは	3
2.3 次世代自動車の種類、補助金額および主な補助要件	3
2.4 補助金申請の流れ	4
3 補助内容	5
3.1 補助対象者	5
3.2 補助対象の要件	5
3.3 補助対象経費	7
4 交付申請	7
4.1 申請手続き	7
4.2 申請方法	8
5 提出書類	9
※県税事務所	10
6 自動車の処分	11
6.1 処分の制限	11
6.2 処分の手続き	12

補助金の交付申請される皆様へ

この申請の手引は、公益財団法人淡海環境保全財団（以下「財団」という。）が、滋賀県から交付を受け令和7年度に取り扱います次世代自動車普及促進事業補助金（個人対象）の申請手続きについてまとめたものです。この申請の手引をよくご理解の上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

1 令和7年度の主な変更点

1.1 リース契約

- ・リース契約による次世代自動車使用を補助金対象とします。

1.2 対象車両

- ・V2Hを経由して電力を取り出せる給電機能を有する車両を補助金対象とします。

2 事業概要

2.1 目的

この補助金は、県内の個人が電気自動車（EV）やプラグインハイブリッド自動車（PHV）または燃料電池自動車（FCV）を購入するにあたり、その経費の一部を助成することにより、自動車から排出される温室効果ガス排出量を削減し、CO₂ネットゼロ社会づくりを推進することを目的に実施するものです。

2.2 次世代自動車とは

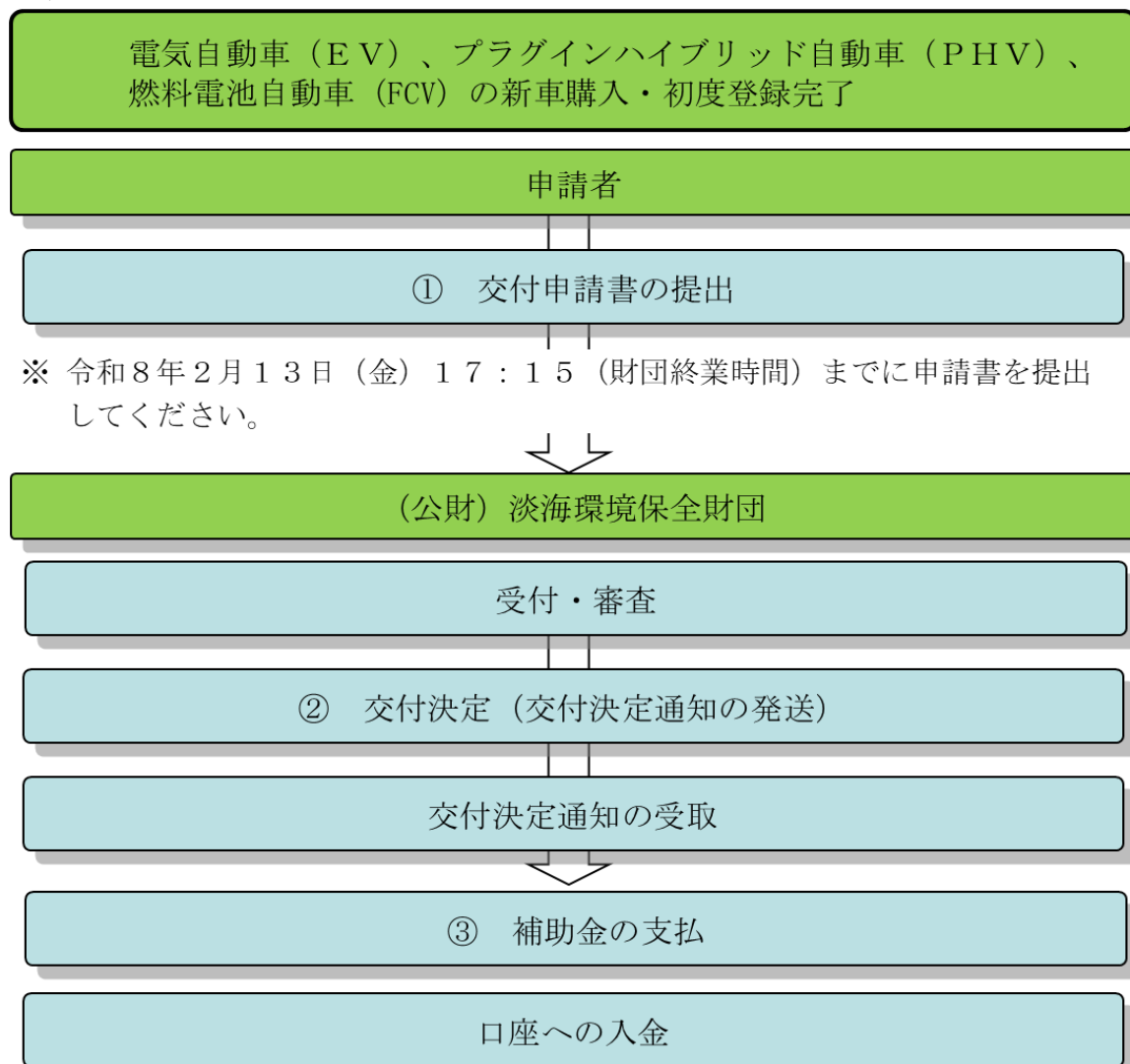
この補助金では、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）および燃料電池自動車（FCV）を「次世代自動車」とし、普及促進のための補助を行います。

2.3 次世代自動車の種類、補助金額および主な補助要件

次世代自動車の種類	補助金額	主な補助要件 (詳細は5ページ3.1 補助対象者を参照)
電気自動車（EV） プラグインハイブリッド自動車（PHV）	10万円	「太陽光発電」および「V2H」の導入
燃料電池自動車（FCV）	20万円	「V2H」の導入

※国または県内市町等の補助金との併用は可能です。機関によっては併用が認められない場合もありますので、詳細については各機関へお問い合わせください。

2.4 補助金申請の流れ



- ① 以下の車両が対象となります。
- ・令和7年4月1日以降令和8年1月31日以前に初度登録が完了した新車（中古車、新古車は対象外）
 - ・県内の販売店で購入またはリースしていること、ただし県内の販売店で購入もしくはリースに係る手続きを行い、県外の本社等と契約を締結する場合は、購入代金相当額が同店に還元されることが必要
 - ・（一社）次世代自動車振興センターが実施する補助金交付事業の「電気自動車（EV）」、「プラグインハイブリッド自動車（PHV）」または「燃料電池自動車（FCV）」の区分の対象車両（V2Hを経由して電力を取り出せる給電機能を有する車両に限る）
- ※ 超小型モビリティ、ミニカーおよび側車付二輪自動車・原動機付自転車は対象外
- ※ 電気自動車（EV）・プラグインハイブリッド自動車（PHV）の場合
太陽光発電システムおよびV2Hを併せて導入するか既に導入している
- ※ 燃料電池自動車（FCV）の場合
V2Hを併せて導入するか既に導入している
- ② 申請書類の内容を審査し、予算の範囲内で補助金の交付を決定し、交付決定通知を発送します。
- ③ 交付決定通知発送後、申請者が指定した口座に補助金が入金されます。

3 補助内容

3.1 補助対象者

県内に住民登録されている個人(個人事業主を除く)で、次のいずれにも該当する方が対象です。

- ・ 滋賀県の県税に未納がない方
- ・ 過去に淡海環境保全財団次世代自動車導入促進事業補助金または淡海環境保全財団次世代自動車普及促進事業補助金において次世代自動車の補助を受けていない、また県の他の同種の補助金の交付を重複して受けていない方
- ・ 本人または本人の同居家族等が、次のいずれにも該当しない方
 - (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (イ) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (ウ) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - (エ) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - (オ) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- ・ 電気自動車（EV）またはプラグインハイブリッド自動車（PHV）申請の場合
使用する本拠にある住宅に**太陽光発電システム**および**V2H**を自動車購入・リースに併せて導入するか既に導入している方
- ・ 燃料電池自動車（FCV）申請の場合
使用する本拠にある住宅に**V2H**を自動車購入・リースに併せて導入するか既に導入している方

3.2 補助対象の要件

次のいずれにも該当する次世代自動車が対象です。

- (1) 以下期間内に初度登録された新車である。(中古車、新古車は対象外)
令和7年4月1日（火）以降令和8年1月31日（土）以前
- (2) 初度登録された日において、経済産業大臣が定めるクリーンエネルギー自動車導入促進補助金の交付規定に基づき一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する補助金交付事業の「電気自動車（EV）」、「プラグインハイブリッド自動車（PHV）」または「燃料電池自動車（FCV）」の区分の対象車両になっている。ただし、V2Hを経由して電力を取り出せる給電機能を有する車両に限ります。

※超小型モビリティ、ミニカーおよび側車付二輪自動車・原動機付自転車は対象外。

・対象車両は随時更新されますので、一般社団法人次世代自動車振興センターのホームページでご確認ください。

一般社団法人次世代自動車振興センタートップページ http://www.cev-pc.or.jp/ 補助対象車両一覧 https://www.cev-pc.or.jp/hojo/pdf/R6ho/R6ho_meigaragotojougen_2.pdf

- (3) 県内の販売店で購入またはリース契約していることが要件です。ただし県内の販売店で購入またはリースに係る手続きを行い、県外の本社等と契約を締結する場合は、購入代金相当額が同店に還元されることが必要です。
- (4) 次世代自動車からの買い替えでない。
- (5) 自動車検査証の記載について、以下の表の要件を初度登録時から継続して満たすこと。

自動車検査証の記載事項	通常の購入の場合	割賦販売（所有権留保付ローン）で購入する場合	リース契約の場合
所有者の氏名または名称	補助対象者と同一名義	自動車販売業者またはローン会社等	リース会社
使用者の氏名または名称	補助対象者と同一名義	補助対象者と同一名義	補助対象者と同一名義
使用の本拠の位置	滋賀県内	滋賀県内	滋賀県内

- (6) 車両の支払いについて、下記①～④のいずれかに該当し、手続きが令和7年4月1日（火）以降令和8年1月31日（土）以前に完了していること。
- ① 補助対象者が購入し、代金の支払いが完了している。
- ② 補助対象者が割賦販売（所有権留保付ローン）で購入し、ローン会社等による立て替え払いを含めて代金の支払いが完了している。 ※1
- ③ 補助対象者が割賦販売（所有権留保付ローン）で購入し、販売業者と今後全額支払いすることを契約している。 ※1
- ④ リース契約の場合、リース会社と契約を締結している。 ※2
- ※1 割賦販売（所有権留保付ローン）で購入する場合、補助金の額以上に車両代金を負担している。
- ※2 リース期間は車の処分制限期間以上である。

3.3 補助対象経費

補助対象経費は次世代自動車の購入またはリースに要した経費です。

4 交付申請

4.1 申請手続き

(1) 申請受付期限

受付期間	令和7年4月18日（金）～令和8年2月13日（金）17：15
備考	・事業を実施し、令和8年2月13日（金）17：15までに申請書を提出してください。 ・受付期間の途中であっても、予算額を相当に超える申請があった場合は、受付を終了する場合があります。

補助金の交付申請は、補助対象自動車を購入またはリースし、初度登録を完了した後、必要書類をとりまとめた上で、受付期限までに郵送により提出してください。（受付期間内の到着のみ有効）

外形的な審査によって受け付けた場合でも、内容審査において書類の追加や修正をお願いする場合があります。

交付申請書の受付は予算の範囲内で先着順に行います。交付申請額が予算の範囲を超えた場合は、超えた受付日をもって受付を終了（財団の営業時間内に受付したものに限り）し、翌日以降の交付申請書は返却します。

予算の範囲を超えた受付日に提出のあった交付申請書は抽選を行い、最終的な申請者を決定します。抽選にもれた場合は申請書を返却します。

※申請額が予算額に到達した場合は、その時点で申請の受付を終了します。なお、予算額の到達が近づいた場合は、ホームページ等でご案内します。

(2) 申請可能台数

1回の申請において、申請者ごとの補助金支給の台数制限はありません。ただし、予算額のなかでの補助となることから、すべての車両に対し支給できない場合がございます。

また、同一申請者から複数回の申請は受け付けられません。

(3) 手続き代行者

無償で手続きを行う場合に限り、販売店が手続きを代行することができます。様式第1号その1に必要事項を記入してください。なお、交付決定通知書等の送付先は代行者ではなく申請者となります。また、本手続きの代行で得た情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱ってください。

4.2 申請方法

＜申請様式のダウンロードページ＞

公益財団法人 淡海環境保全財団

<https://www.ohmi.or.jp/ondanka/subsidy/r07jisedai/>

- ① 申請様式は日本産業規格A4の用紙に片面印刷をお願いいたします。
- ② レターパック、特定記録等の追跡可能な方法により、郵送してください。
- ③ 封筒の表に「**次世代自動車普及促進事業補助金**」と赤字記入またはマーカー等でわかりやすく表記してください。
- ④ 申請書等に手書きで記入いただく場合は、黒色または青色のボールペンで丁寧に記入をしてください。
- ⑤ 申請者名および金額を訂正する場合は、二重線見え消しをお願いします。修正テープ等は使用しないでください。
- ⑥ 提出していただいた書類の返却はいたしません。必要な場合は、申請書類一式のコピーを控えとして保管してください。

(申請書の提出先)

(個人対象)

公益財団法人 淡海環境保全財団 (滋賀県地球温暖化防止活動推進センター)

〒525-0066 草津市矢橋町字帰帆 2108 番地 淡海環境プラザ内

TEL : 077-569-5301 FAX : 077-569-5304

MAIL : pv@ohmi.or.jp

<https://www.ohmi.or.jp/ondanka/subsidy/r07jisedai/>

受付時間 : 月曜日～金曜日 (祝日、年末年始を除く) 8時30分～17時15分 (12時～13時までは除く)

5 提出書類

	必要書類	備考
提出書類チェックシート	○	
交付申請書	○	・様式第1号その1からその3まで漏れなく記入できていること。
請求書等のコピー	○	・請求書、注文書、売買契約書等の書類で、申請者名と販売会社名の記載があること。 ・一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する補助金の対象車種一覧に記載されている車名・グレードが確認できること。 ・車両本体価格および支払金額全額が確認できること。支払金額は、最終的に確定し、実際に支払った額であること。 ・下取金額・下取車のリサイクル預託金返金額を新車購入に充当する分は、現金支払分とは別に明記されていること。（リサイクル預託金相当額通知書等でも可） ・リース契約の場合は不要。
領収証のコピー	○	・領収証の宛名が申請者と同一名義であること。 ・振込み等で領収証がない場合は、金融機関発行の振込証明書（振込金受取書等）でも可とする。（入金証明書の類は領収証として扱えません。） ・金額が車両本体以外のものも区分けせずに記載されている場合は、車両本体の支払額がわかる内訳明細表を添付すること。 ・車両代金の全額分に相当する領収証が複数枚に分かれる場合は、複数枚の領収証を添付すること。 ・所有権留保付ローンで購入した分は、販売会社からローン会社等宛ての領収書でカッコ書きの併記で申請者の氏名が記載されていること。申請時に全ての代金の支払いが完了していない場合は領収書に代えて、販売業者と申請者で締結された今後全額支払うことが明記された契約書の写しおよび約款の写しを提出すること。 ・クレジットカード払いで領収書がない場合は、当補助金申請用に作成すること。 ・リース契約の場合は不要。
リース契約の場合、リース契約書のコピー	○	・車名、グレード、リース開始日、リース期間、リース料金が記載されていること。リース期間は車の処分制限期間以上であること。
自動車検査証のコピー	○	・初度登録（新規登録）時のものを提出すること。 ・申請までの間に登録番号変更を行った場合は、変更後のもののみで可。 ・電子車検証の場合、車検証に加えて、自動車検査証記録事項のコピー。
カタログ、仕様書等のコピー	○	・V2Hを経由して電力を取り出せる給電機能を有する車両であることが分かる書類
住民票の写し	○	・直近3か月以内に取得された原本。 ・本籍およびマイナンバーが記載されていないこと。

納税証明書	○	・直近 3 か月以内に県税事務所で取得された納税証明書原本。 (県税に未納がないことの証明) ※下記の各県税事務所で交付を受けてください。
振込口座が確認できる書類	○	・振込先口座の通帳のコピー、または振込先口座のキャッシュカードのコピー (金融機関名、本支店名、口座番号・口座名義がわかるもの) ※ネット銀行等で通帳、キャッシュカードがない場合は、上記項目の記載箇所を印刷してください。
太陽光発電システムを自宅に既に導入している、または次世代自動車とあわせて導入することがわかる書類 (FCV 購入の場合は不要)	○	下記等の太陽光発電システムの電力が自宅で使用されていることがわかるもの ・設備工事の着工日もしくは完了日がわかる書類 ・電力供給会社と電力需給契約を締結した書面のコピー ・電力供給会社発行の購入電力の領収書等のコピー ・購入実績お知らせサービスの画面 等のいずれか
V2H を自宅に既に導入している、または次世代自動車とあわせて導入することがわかる書類	○	・保証書のコピー 等

※県税事務所

事務所名	住所	電話番号
西部県税事務所	〒520-0807 大津市松本一丁目 2-1	077-522-9805
西部県税事務所 高島納税課	〒520-1592 高島市新旭町北畑 565	0740-25-8012
南部県税事務所	〒525-8525 草津市草津三丁目 14-75	077-567-5406
中部県税事務所	〒527-8511 東近江市八日市緑町 7-23	0748-22-7707
中部県税事務所 甲賀納税課	〒528-8511 甲賀市水口町水口 6200	0748-63-6106
東北部県税事務所	〒526-0033 長浜市平方町 1152-2	0749-65-6606
東北部県税事務所 湖東納税課	〒522-0071 彦根市元町 4-1	0749-27-2206
自動車税事務所	〒524-0104 守山市木浜町 2298-2	077-585-7288

6 自動車の処分

6.1 処分の制限

補助金を受領した車両には、処分の制限があります。

処分とは、以下の内容を指します。

処分の例	処分の基準日
申請者住所の滋賀県外への変更	住民票等の公的書類における住所変更日
使用の本拠の位置のみ滋賀県外へ変更	車検証の変更登録日
譲渡（売却、下取り、廃車のための引渡）	売買契約日または車両引渡日

本補助金に係る処分制限期間は以下のとおりです。（下表に該当しない車両の場合は個別に判断する。）

区分・種類			処分制限期間
自家用車両 (※)	乗用車	道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車のもの。	4年
	貨物車	道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車で、積載量2トン超のもの。	4年
		道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車で、積載量2トン以下のもの。	4年
	軽自動車	道路運送車両法上の自動車の種別が軽自動車のもの。	4年

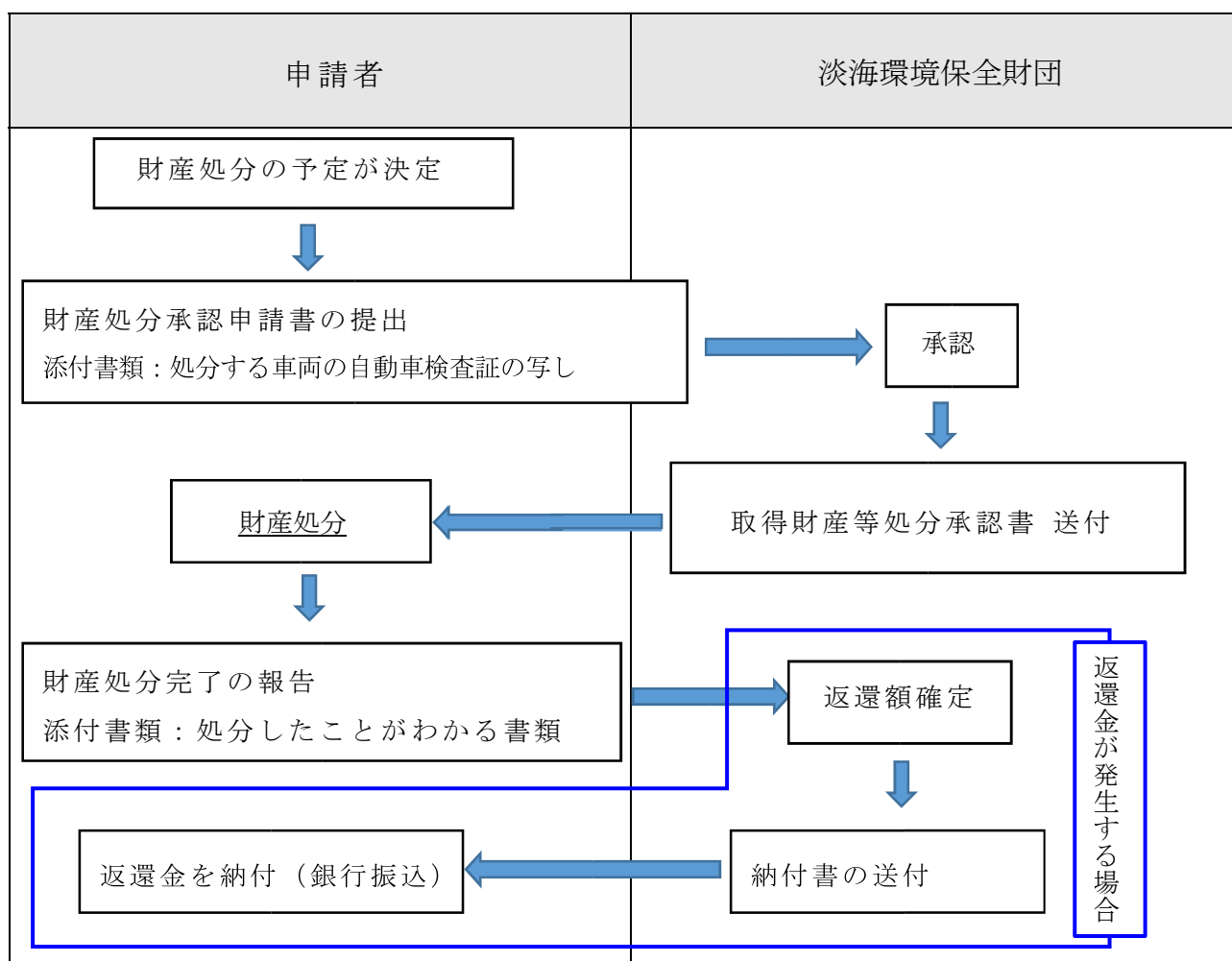
※ 自家用車両とは、いわゆる白ナンバー車両。

※処分制限期間は、初度登録日から起算します。

※処分を行う際は、必ず事前に承認を受けてください。承認前の処分や無届の処分は補助金全額の返還を求める場合があります。ご注意ください。

6.2 処分の手続き

- (1) 交付決定日以降、処分制限期間内に車両を処分するときは、以下のフロー図にしたがって、財産処分の承認申請を行ってください。



- 承認申請の提出先は、補助金の申請時と同じです。
- 承認書の受領後、処分を実行してください。
- 承認申請書の到達から承認通知まで一定期間かかります。処分制限期間内に補助対象自動車を処分するときは、返還金が発生する場合があります。計算方法は次のとおりです。

【令和5年度以降の補助金を受けた車両】

- 申請者ご自身で返還額を計算できるよう分かりやすい算定方法に見直しました。
- 処分制限期間の「残存期間」に基づいて算定します。

$$\text{返還額}（※1） = \text{補助金額} \times \frac{\text{残存期間}（※2）}{\text{処分制限期間}}$$

※1 千円未満切り捨てです。

※2 残存期間は月割りで計算します。

残存月数＝処分制限期間月数（例：4年＝48ヶ月）－経過月数
経過月数には、車両登録月と処分月の双方を含める。

【令和4年度以前の補助金を受けた車両】

- ・返還額は原則、売却額に基づいて算定します。

$$\text{返還額}（※1） = \text{売却等額}（※2） \times \text{補助率}（※3）$$

※1 千円未満切り捨てです。

※2 売却等額が残存簿価相当額より著しく低価である場合は、残存簿価相当額を用いて算定する。また無償譲渡等の場合も残存簿価相当額を用いて算定する。残存簿価相当額は、処分制限期間を償却期間とし、定率法による経過月数の償却後の簿価として算定する。

※3 補助率は、車両購入費用に占める補助金額の割合（補助率＝補助金額／車両購入費用）とする。

（参考）ホームページの御案内

○ 本事業のホームページ

滋賀県 次世代自動車普及促進事業補助金（ゼロナビしが）

<https://zeronavi.shiga.jp/company/subsidy/prefecture/3/>



○ 法人・個人事業者向けの同種の補助金

公益財団法人 滋賀県産業支援プラザ 次世代自動車普及促進事業補助金（事業者向け）

<https://www.shigaplaza.or.jp/news/hojokin-co2-20250407-1/>



○ 関連事業のホームページ

一般社団法人次世代自動車振興センター

<http://www.cev-pc.or.jp/>